

# 令和2年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金 Q&A

(令和2年4月1日)

## 【共通】

Q1 交付申請から交付決定までにかかる期間はどれくらいですか。

概ね3週間です。

Q2 交付要綱第3条第4項(2)の、「山形県の他の補助金」とは何ですか。

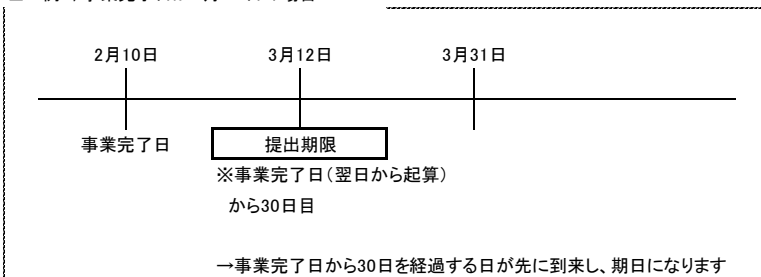
県建築住宅課で所管する「住宅リフォーム総合支援事業」(市町村が窓口)を想定しています。

なお、補助金の対象となる設備が異なれば、双方の補助金について対象となります。

Q3 事業完了後の書類の提出期限「電力受給開始日(蓄電池設備に対する補助の場合。木質バイオマス燃焼機器等に対する補助の場合は、「設置工事の完成の日」)後30日を経過する日又は令和3年3月31日のいずれか早い日」は、どのように解釈したらよいですか。

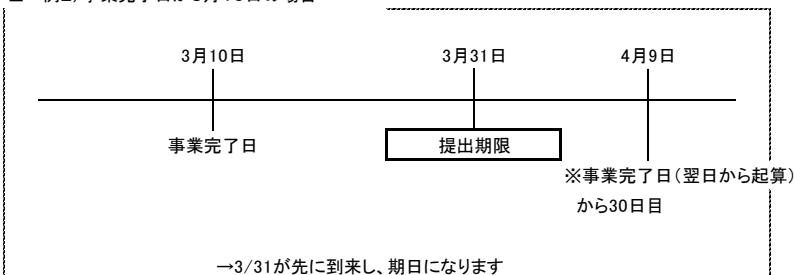
蓄電池設備に対する補助の場合の「電力受給開始日」や、木質バイオマス燃焼機器等に対する「設置工事の完成の日」を事業完了日といいます。この事業完了日が2月までの場合は「事業完了日から30日目」が提出期限になり、「事業完了日」が3月の場合は「3月31日」が提出期限になります。

### ■ 例1) 事業完了日が2月10日の場合



日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

### ■ 例2) 事業完了日が3月10日の場合



日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

Q4 交付要綱第3条第1項(5)、第2項(2)及び第3項(5)に「設置工事について、県内施工業者が行うもの」とありますが、県外の業者と契約を交わす場合は対象になりますか。

実際の施工を県内施工業者が行うものが対象になります。

契約を交わした県外の業者が実際の設置工事を県内施工業者に下請けするなどの場合は、補助の対象になります。

Q5 自己所有でない建物等に設備を設置する場合、設置の承諾書は必要ですか。

様式に所有者からの承諾を得ていることを確認する欄がありますので、そちらで持主の承諾を得ていることを確認します。

補助対象設備を設置する建物等について、補助金を申請される方が所有しておらず、所有者と賃貸借契約を締結している場合は、承諾書や賃貸借契約書の写し、使用確認書の提出が必要になります。

ただし、申請者と所有者が親子の場合は、上記書類の提出は不要です。

## 【蓄電池設備】

Q1 太陽光発電設備を導入する予定ですが、補助金は利用できますか。

令和元年度から、蓄電池設備の普及拡大を重点的に推進しております。

このため、太陽光発電設備の単体導入に対する補助事業は実施せず、太陽光発電設備と蓄電池設備を新規に同時導入する場合に、蓄電池設備に対する補助事業を実施します。

なお、太陽光発電設備の単体導入に対しては、市町村が補助事業を実施している場合がありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

Q2 太陽光発電設備を既に導入していますが、発電設備を増設（パネルの増設、パワーコンディショナの更新や増設など）して蓄電池設備を導入する場合、補助を利用できますか。

蓄電池設備の補助にあたっては、太陽光発電設備の「新規導入」を要件としており、発電設備の増設は対象になりません。

既に太陽光発電設備を導入している方が蓄電池設備を導入する場合は、国（経済産業省）の支援事業がありますので、そちらをご確認ください。

また、市町村が補助事業を実施している場合がありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

Q3 手続の流れはどのように行いますか。

事業実施申込は、電力受給開始前に所定の様式を用いて、受付窓口のメールアドレスあて電子メールにより行ってください。必要事項を確認できたときは、申込を確認した旨のメールを返信します。申込後1週間以内に受信確認のメールが届かない場合は受付窓口にご連絡願います。

交付申請書（兼実績報告書）は、電力受給開始後に必要な書類を添付して、所定の期日までに書面にて提出してください。

Q4 受信確認のメールが届けば、補助金が交付されると考えていいのですか。

「事業実施申込書」は、補助事業の希望状況を把握するためのものであり、受信確認をもって、補助金の交付をお約束するものではありません。

補助金については、電力会社との電力受給契約を締結したあとに、「補助金交付申請書（兼実績報告書）」を提出していただき、審査を経て、確定されます。

なお、受付期間中であっても、予算の関係で受付を停止する場合も想定されますのでご了承ください。

また、補助の可能性への疑義や、想定される補助金の額に不明な点があれば、受付窓口にお尋ねください。

Q5 補助金額はどのようにして算出しますか。

算定においては、一般社団法人 環境創造イニシアチブ (SII) に登録された製品情報のうち、初期実効容量(kWh単位の小数点以下第1位未満を切捨て)に70,000円を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は補助対象経費の1/3又は35万円のいずれか低い額とします。計算に用いる蓄電容量はカタログ値ではありませんので、ご注意ください。

Q6 太陽光発電設備の工事を開始してしまいましたが、補助金の申込みはできますか。

平成31年4月1日以降に着工し、令和3年3月31日までに事業完了(電力会社との電力受給開始)するものであれば、着工後であっても申込みは可能です。

ただし、事業完了の日以降に申込みすることはできません。

Q7 蓄電池設備の導入にあたり、現在設置している太陽光発電設備を撤去し、再度新しく設置する場合(更新)や設備容量を増設する場合、補助対象となりますか。

更新や増設を含め、既に太陽光発電設備を導入している場合は補助対象となりません。

Q8 蓄電池設備の設置については、どのようなものが補助対象経費になりますか。

交付要綱の別表では、蓄電池設備の補助対象経費について、「蓄電池、電力変換装置その他の付属機器(蓄電システム制御装置、計測・表示装置及びキュービクル)に係る経費」としており、蓄電池設備に係る機器に対する経費が対象になります。このほか、工事費や、各種ケーブル類、分電盤にかかる経費などは補助対象経費外となります。

経費について不明な点は、受付窓口を確認してください。

Q9 交付要綱第3条第4項(3)の、「国の補助」とは何ですか。

令和2年度においては、「災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金」及び「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業のうちZEH支援事業」となっております。

いずれも、保証年数に応じて定められた目標価格を下回る価格の蓄電システムであることが補助要件となっております。

【参考1 2019(平成 31/令和元)年度目標価格】

保証年数	10年	11年	12年	13年	14年	15年以上
目標価格 (蓄電容量 1kWhあたり)	9.0万円	9.9万円	10.8万円	11.7万円	12.6万円	13.5万円

【参考2 2018(平成 30)年度目標価格】

保証年数	10年	11年	12年	13年	14年	15年以上
目標価格 (蓄電容量 1kWhあたり)	12.0万円	13.2万円	14.4万円	15.6万円	16.8万円	18.0万円

※「災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金」において、  
【参考1 2019(平成 31/令和元)年度目標価格】を下回る場合は補助金額の全額、  
【参考2 2018(平成 30)年度目標価格】を下回る場合は補助金額の半額、  
を補助することとされております。

Q10 国の補助においては交付決定が行われる前に係る経費は対象外とされているため、  
対象外となった部分について県の補助を受けることは可能ですか。

国の補助における交付決定に先んじて着手したことにより国の補助では対象とならない  
経費がある場合であっても、国の補助の要件を満たし、補助の対象となるのであれば、  
県の補助の対象となりません。

## 【木質バイオマス燃焼機器】

Q1 新築の家に薪ストーブを取り付ける予定です。住宅建設工事は着工してしまいましたが、補助金の交付申請はできますか。

住宅建設工事の着工については県への交付申請前であっても差し支えありませんが、薪ストーブなど補助金の対象となる設備に関する工事(煙突など付属の機器の取り付け工事も含みます)の着工は、交付決定後でなければなりません。

Q2 現在、ペレットストーブを設置していますが、薪ストーブに更新する予定です。補助対象となりますか。

ペレットストーブと薪ストーブは同一の補助対象設備(木質バイオマス燃焼機器)とみなします。したがって、この場合は「更新」にあたり、補助の対象とはなりません。

Q3 申請者自身が補助対象設備を用意する場合などに、交付申請前に材料を購入し、補助対象経費の資料として、見積書の代わりに領収書を用いて補助金の申請はできますか。

交付申請を行い、交付決定を経た後に事業着手が可能になるところ、交付決定前の補助対象設備の購入は事業の事前着手に該当しますので、補助を利用するにあたっては、事前購入など補助対象経費の支払、決済は行わないでください。

Q4 設置業者との契約金額が20万円を超えれば補助要件を満たしますか。

補助対象経費は機器の設置に直接必要な経費であり、例えば設備の保険料や各種個別サービス、同時購入した燃料、補助手続代行料など、一部の経費は対象になりません。

補助対象経費が20万円を超えるものとして申請しようとしたものの、内容を審査した結果、20万円以下になってしまう場合も想定されますので、経費についてはあらかじめよく確認して申請してください。

なお、木質バイオマス燃焼機器は補助対象経費が「20万円を超えるもの」が対象であり、20万円ちょうどのものは対象になりません。

また、交付決定があっても、施工後の補助対象経費の実績額が20万円を超えなくなった場合は補助金の交付ができませんので、注意してください。

Q5 ストープとしての機能とボイラーとしての機能を両方備える木質バイオマス燃焼機器は、ボイラーの区分で申請することになるのですか。

当補助事業における木質バイオマス燃焼機器のうち、ボイラーについては、一般にストーブよりも高価格帯であることに加え、温室効果ガスの排出の削減について、1年を通して使用することで、冬のみ使用するストーブより高い効果が期待できることから、補助上限額を高く設定しています。

当補助事業では、ストーブ兼ボイラーについては、専ら冬期など限定的な期間に利用し、輻射熱により室内の暖房を行う場合はストーブとし、機器をボイラー室などに設置し、暖房のみでなく、給湯などの用途に通年利用する場合は、ボイラーとして判別します。

なお、農業用施設に設置する場合は、利用期間にかかわらず湯を沸かして利用する場合にボイラーと判別します。

Q6 別記様式第3号「4 設置する建物の情報」の「設置場所」とは何ですか。

今回設置する木質バイオマス燃焼機器(ストーブ)が、建物内のどの場所に設置されたかを確認しますので、階数、場所、その建物内で何台目の設置かをご記入ください。

その際、「場所」には、どこに設置されたか特定が可能な場所名をご記入ください。

例 北側フロア、給湯室、共用部分、台所、リビング 等

Q7 同じ敷地内に2軒の住宅があり、1軒は子家族、もう1軒には夫婦が暮らしています。それぞれの住宅にストーブを設置する場合はどう取り扱われますか。

住民票の住所が異なるのであれば、いずれも補助対象となります。

その際、申請できるのは、当然にそれぞれの住宅に住んでいる方となります。

同じ方が2軒ともに対し申請することはできません。

Q8 交付要綱第3条第2項(1)の、薪又はチップを燃料とするストーブに関する承認はどのように確認すればよいですか。

仕様書やカタログに記載されておりますのでご確認ください。

たとえば、ヨーロッパノームの場合は「EN13240」との記載があります。

不明点は販売業者へお尋ねください。

## 【地中熱利用装置】

Q1 地中熱と空気熱を両方利用する空調装置については、補助対象経費をどのように整理したらよいですか。

地中熱と空気熱を両方利用する空調装置を設置する場合、ヒートポンプ等、空気熱固有の設備についての経費は対象外となります。不凍液等を循環させるための配管等、地中熱、空気熱の両方で用いる設備については、全て補助対象とします。

Q2 地中熱利用装置(融雪装置)の設置について、施工箇所の舗装費用は補助対象になりますか。

配管を埋設するための路盤整備及び保護コンクリートの打設は補助対象とします。それ以外の施工は現状復帰を基本とし、舗装にあたる施工を新たに行うものは対象外とします。

現状が砂利敷きを含め、土間である場合、埋設した配管の上に設置するブロック、タイル等の設置は舗装にあたり、補助対象外となります。現状がタイル、ブロックである箇所に施工する場合、その現状に復帰する経費は補助対象とします。

Q3 井戸が既に設置してあり、既設の井戸を利用して地中の熱を採熱することとしたとき、井戸掘削以外の施工(地下水を流す配管等設備の埋設やコンクリート舗装など)を補助対象経費として、地中熱利用装置を設置する事業は補助対象になりますか。

補助対象になります。

以上